

# 「消費者教育」ってなんだろう??



## 1 「消費者」って誰のこと?

私たちは毎日、食事をし、服を着て生活をしています。その生活の中で、自分が「消費者である」と意識することは少ないかもしれません。

しかし、食料品などの買い物をするこも、パソコンやスマートフォンなどの通信サービスを利用することも、電気・ガス・水道などの資源を使うこも、すべて「購入」と「消費（使用）」なのです。このような消費行動をする人を「消費者」と言います。

**つまり、子供も大人も私もあなたも、みんなが「消費者」なのです。**



## 2 「消費者」のチカラ?

私たち消費者が、どのような商品・サービスを選ぶか、エネルギーをどのように使うか、それによって、地球環境や資源状況、経済、そして将来へどのような影響を及ぼすかということを考えたことはありますか。

例えば、企業は消費者が購入する商品を通して消費者のニーズを把握しています。そして、多くの消費者に購入してもらえよう商品を開発しながら、製造・販売しています。

つまり、消費者がどのような商品を購入するかで、企業が販売する商品を変えていくことができます。

**私たち消費者が社会や環境に与える影響はとて大きいのです。**



私たちの消費行動が、より安全な商品やサービスを生み出していくのですから責任重大です。



### 3 「消費者教育」って何だろう？

安全に安心して、豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のために、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害にあった場合に適切に対処することができる、自ら考え自ら行動する自立した消費者の能力を身につけることが重要です。

また、「安くてお得な商品を買う」＝「賢い消費者」ではありません。私たち消費者は、品質や表示を確認したり、環境に優しい商品かどうかを調べたり、社会・経済・環境といった幅広い視点から消費について考える責任があります。

**「消費者教育」とは、こうした消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動のことをいいます。**

### 4 「消費者教育」の意義は？



**消費者の自立を支援**・・・被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成

**消費者市民社会の形成に寄与**・・・よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成

※「消費者市民社会」とは、消費者一人一人が自分だけでなく、周りの人々や将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、「公正かつ持続可能な社会」に向けて主体的に参画する社会を意味しています。

### 5 福島県消費者教育推進計画

県では、福島県消費者教育推進計画を平成26年12月に策定し、幼児期から高齢期までの消費者の特性に配慮し、目標を設定して推進していきます。

詳しくは  
福島県消費者教育専用ページへ



**福島県消費生活センター**（消費生活課） 〒960-8043 福島市中町8番2号  
024-521-0999【電話相談受付時間】月曜～金曜 午前9時～午後6時30分  
第4日曜日 午前9時～午後4時30分